

令和5年門真市議会第4回定例会

議案書

門真市

第4回定例会付議事件目次

ページ

第1 議案第70号	市道路線の認定について	1
第2 議案第71号	門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事請負契約の一部変更について	2
第3 議案第72号	門真市保健福祉センター内障害者福祉センターの指定管理者の指定について	4
第4 議案第73号	門真市営住宅の指定管理者の指定について	5
第5 議案第74号	門真市有料自転車駐車場の指定管理者の指定について	6
第6 議案第75号	門真市弁天池公園の指定管理者の指定について	8
第7 議案第76号	門真市立図書館の指定管理者の指定の一部変更について	9
第8 議案第77号	門真市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について	11
第9 議案第78号	門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	13
第10 議案第79号	門真市教育センター条例の一部改正について	16
第11 議案第80号	門真市立幼稚園条例及び門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について	21
第12 議案第81号	令和5年度門真市一般会計補正予算（第5号）	25
第13 議案第82号	令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	57
第14 議案第83号	令和5年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	73
第15 議案第84号	令和5年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	77
第16 議案第85号	令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	81

第17 議案第86号	人権擁護委員候補者の推薦について	104
第18 議案第87号	農業委員会委員の任命について	106

議案第70号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により次の路線を認定するにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

路線番号	路線名	起	終	点	先	地	番
		起	点	終	点		
1-350	堂山町10号線	堂山町25番10先		堂山町25番4先			
1-351	御堂町6号線	御堂町179番5先		御堂町179番7先			
2-960	下島町19号線	下島町247番先		下島町302番10先			

議案第71号

門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事請負契約の一部変更 について

門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和4年9月21日門真市議会第3回定例会において議決のあった門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事請負契約について、契約金額「7,236,952,800円」を「8,010,312,296円」に改める。

参考資料

- 1 工事名 門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 7,236,952,800円
- 4 契約の相手方 大阪市北区堂島二丁目1番27号
株式会社柄谷工務店大阪支店
執行役員支店長 岸田 成弘
- 5 完成期限 令和7年6月30日

令和4年9月21日 原案可決

議案第72号

門真市保健福祉センター内障害者福祉センターの指定管理者の 指定について

門真市保健福祉センター内障害者福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

門真市保健福祉センター内障害者福祉センター

2 指定管理者となる団体

守口市本町一丁目6番13号 守口駅前ビル

株式会社オールケアライフ

代表取締役 谷口 あづさ

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第73号

門真市営住宅の指定管理者の指定について

門真市営住宅の指定管理者について、次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 下馬伏住宅
- (2) 北岸和田住宅
- (3) 三ツ島住宅
- (4) 北島住宅

2 指定管理者となる団体

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

代表取締役 福田 慎太郎

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第74号

門真市有料自転車駐車場の指定管理者の指定について

門真市有料自転車駐車場の指定管理者について、次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 門真南駅第1自転車駐車場
- (2) 門真南駅北自転車駐車場
- (3) 門真南駅東自転車駐車場
- (4) 門真南駅東第2自転車駐車場
- (5) 門真市駅北自転車駐車場
- (6) 門真市駅南第2自転車駐車場
- (7) 門真市駅南第3自転車駐車場
- (8) 古川橋駅自転車駐車場
- (9) 大和田駅自転車駐車場
- (10) 萱島駅西自転車駐車場
- (11) 門真南駅機械式自転車駐車場

2 指定管理者となる団体

大阪市中央区難波二丁目2番3号

M i D I - K S 共同事業体

代表者 ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 石原 浩一郎

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第75号

門真市弁天池公園の指定管理者の指定について

門真市弁天池公園の指定管理者について、次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

門真市弁天池公園

2 指定管理者となる団体

門真市中町1番1号

公益社団法人門真市シルバー人材センター

理事長 北口 政昭

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第76号

門真市立図書館の指定管理者の指定の一部変更について

門真市立図書館の指定管理者について、次のとおり指定の一部を変更するにつき、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を
求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和2年12月17日門真市議会第4回定例会において議決のあった門真市立図書館の
指定管理者の指定について、指定する期間「令和6年4月1日から令和7年3月31日
まで」を「令和7年3月1日から令和8年2月28日まで」に改める。

参考資料

1 指定管理者に管理を行わせる施設

門真市立図書館（門真市新橋町3番4－101号）

2 指定管理者となる団体

枚方市岡東町12番2号

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

代表取締役 増田 宗昭

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和2年12月17日 原案可決

議案第77号

門真市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

門真市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成19年門真市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

門真市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成19年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第26条の8</u> に規定する職員（以下これらを「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第44条</u> に規定する職員（以下これらを「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> （以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第10項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) 略 2 略	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) 略 2 略
(特別利用教育の基準)	(特別利用教育の基準)
第36条 1～2 略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「 <u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u> 」とあるのは「 <u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u> 」と、「 <u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u> 」とあるのは「 <u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u> 」と、「 <u>同号に掲げる小学校就学前子</u> 」と、「 <u>同号に掲げる小学校就学前子</u> 」	第36条 1～2 略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中_____ _____ _____ _____「 <u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u> 」とあるのは「 <u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u> 」と、「 <u>同号に掲げる小学校就学前子</u> 」と、「 <u>同号に掲げる小学校就学前子</u> 」

改正後	改正前
どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ④中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑤中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。	どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ④中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑤中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

門真市教育センター条例の一部改正について

門真市教育センター条例（平成18年門真市条例第42号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市教育センターを移転することに伴い、同センターの位置表示を変更するとともに、研修室及び会議室を廃止する等につき、本条例案を提出するものである。

門真市教育センター条例の一部を改正する条例

門真市教育センター条例（平成18年門真市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うため、門真市教育センター（以下「センター」という。）を門真市中町1番19号に設置する。	第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うため、門真市教育センター（以下「センター」という。）を門真市大字北島546番地に設置する。
(事業)	(事業)
第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 (2) <u>教育に関する</u> 専門的、技術的事項の調査研究に関すること。 (3)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、門真市教育委員会が必要と認める事業に関すること。	第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 (2) <u>教育関係職員の</u> 専門的、技術的事項の調査研究に関すること。 (3)～(5) 略 <u>(6) 適応指導教室に関すること。</u> <u>(7) 前各号に掲げるもののほか、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業に関すること。</u>
(施設の使用)	(施設の使用)
	第4条 センターは、第2条の事業を妨げない限度において、教育及び市民文化の向上のため、別表に掲げる施設を使用させることができる。
(使用の許可)	(使用の許可)
	第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならぬ。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。 2 委員会は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。
(使用許可の制限)	(使用許可の制限)
	第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該

改正後	改正前
	<p>当するときは、センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 建物、設備及び器具等を破損させ、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を目的としてセンターを使用しようとするとき。</p> <p>(4) センターの管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、センターを使用させることが適当でないと認めるとき。</p>
	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 災害その他緊急事態が発生したとき。</p> <p>(5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。</p>
	<p>2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、委員会はその責めを負わない。</p>
	<p>(使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 使用料は、使用の許可を受けたときに納</p>

改正後	改正前
	<u>付しなければならない。</u>
	<u>(使用料の減免)</u>
	<u>第9条 市長は、規則で定めるところにより、 使用料を減額し、又は免除することができる。</u>
	<u>(使用料の還付)</u>
	<u>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使 用できなくなったときその他市長が特別の 理由があると認めるとときは、その全部又は 一部を還付することができる。</u>
	<u>(権利譲渡等の禁止)</u>
	<u>第11条 使用者は、許可を受けた目的外にセ ンターを使用し、又はその使用の権利を譲 渡し、若しくは転貸してはならない。</u>
	<u>(特別設備等の設置)</u>
	<u>第12条 使用者は、特別の設備を設置し、又 は備付けの器具以外の器具を使用しようと するときは、あらかじめ委員会の許可を受 けなければならない。この場合において、 委員会は、センターの管理運営上必要な条 件を付することができる。</u>
2	<u>委員会は、特に必要があると認めるとき は、使用者に対してセンターの管理運営上 必要な設備の設置を命ずることができる。</u>
	<u>(原状回復義務)</u>
	<u>第13条 使用者は、センターの使用を終了し たとき又は第7条第1項の規定により使用 の許可が取り消されたときは、直ちに使用 場所を原状に回復しなければならない。</u>
2	<u>使用者が前項の義務を履行しないとき は、市長において執行し、その費用を使用 者から徴収するものとする。</u>
	<u>(損害賠償)</u>
	<u>第14条 使用者及びその使用に伴う入館者が</u>

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第4条 この条例の施行について必要な事項は、門真市教育委員会が別に定める。</p>	<p>センターの建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。</p>

別表を削る。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定以外の規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第80号

門真市立幼稚園条例及び門真市立幼保連携型認定こども園条例 の一部改正について

門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号）及び門真市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年門真市条例第23号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市立大和田幼稚園及び門真市立砂子みなみこども園において実施している通園バスの運行を廃止するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立幼稚園条例及び門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

(門真市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 門真市立幼稚園条例(昭和62年門真市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
(利用者負担等)	(利用者負担等)										
第8条 幼稚園の利用者負担及び時間外教育に係る利用料(以下「利用者負担等」という。)の額は、次の表のとおりとする。	第8条 幼稚園の利用者負担、時間外教育に係る利用料及び通園バス使用料(以下「利用者負担等」という。)の額は、次の表のとおりとする。										
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	金額	(略)		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>通園バス使用料</td><td>園児1人につき月額 3,000円</td></tr></tbody></table>	区分	金額	(略)		通園バス使用料	園児1人につき月額 3,000円
区分	金額										
(略)											
区分	金額										
(略)											
通園バス使用料	園児1人につき月額 3,000円										
(利用者負担等の減免)	(利用者負担等の減免)										
第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担等を減額し、又は免除することができる。	第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担等を減額し、又は免除することができる。										
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略										
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。	(3) 園児が通園バスを使用する場合において、その使用状況に応じて必要と認めたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。										
(出席停止等)	(出席停止等)										
第12条	第12条										
1 略	1 略										
	2 委員会は、保護者が通園バス使用料を滞納したときは、通園バスの使用を制限することができる。										

(門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 門真市立幼保連携型認定こども園条例(平成29年門真市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用者負担等)	(利用者負担等)

改正後	改正前														
第8条 認定こども園の利用者負担、延長保育に係る利用料及び <u>時間外教育</u> に係る利用料（以下「利用者負担等」という。）の額は、次の表のとおりとする。	第8条 認定こども園の利用者負担、延長保育に係る利用料、 <u>時間外教育</u> に係る利用料及び <u>通園バス使用料</u> （以下「利用者負担等」という。）の額は、次の表のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>通園バス使用料</u></td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児1人につき月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000円</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	(略)		<u>通園バス使用料</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児1人につき月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000円</td></tr> </tbody> </table>	園児1人につき月額	3,000円	(略)	
区分	金額														
(略)															
区分	金額														
(略)															
<u>通園バス使用料</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児1人につき月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000円</td></tr> </tbody> </table>	園児1人につき月額	3,000円												
園児1人につき月額															
3,000円															
(略)															
(利用者負担等の減免)	(利用者負担等の減免)														
第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担等を減額し、又は免除することができる。	第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担等を減額し、又は免除することができる。														
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略														
(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。</u>	(3) <u>園児が通園バスを使用する場合において、その使用状況に応じて必要と認めたとき。</u>														
(出席停止等)	(出席停止等)														
第12条	第12条														
1 略	1 略														
	2 <u>市長は、保護者が通園バス使用料を滞納したときは、通園バスの使用を制限することができる。</u>														

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第81号

令和5年度門真市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ678,953千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,390,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り

越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 峰入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 国庫支出金		20,055,366	294,425	20,349,791
	1 国庫負担金	13,592,105	280,029	13,872,134
	2 国庫補助金	6,423,295	14,396	6,437,691
15 府支出金		4,933,646	135,074	5,068,720
	1 府負担金	3,421,922	120,561	3,542,483
	2 府補助金	907,468	14,513	921,981
16 財産収入		2,533,608	18,992	2,552,600
	2 財産売払収入	2,481,667	18,992	2,500,659
18 繰入金		2,740,563	200,000	2,940,563
	1 基金繰入金	2,740,563	200,000	2,940,563
19 諸収入		666,280	30,462	696,742
	4 雜入	642,095	30,462	672,557
歳 入 合 計		73,711,196	678,953	74,390,149

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		8,211,469	34,917	8,246,386
	1 総務管理費	7,128,021	16,843	7,144,864
	3 戸籍住民基本台帳費	350,487	18,074	368,561
3 民生費		33,180,517	616,383	33,796,900
	1 社会福祉費	12,223,094	282,289	12,505,383
	2 児童福祉費	8,489,965	62,106	8,552,071
	3 生活保護費	10,805,175	180,245	10,985,420
	4 国民健康保険費	1,662,283	91,743	1,754,026
4 衛生費		7,351,339	2,987	7,354,326
	1 保健衛生費	1,553,864	2,987	1,556,851
7 土木費		11,316,396	7,808	11,324,204
	3 河川費	260,640	840	261,480
	5 住宅費	3,890,998	6,968	3,897,966
9 教育費		6,319,562	21,303	6,340,865
	2 小学校費	818,410	4,076	822,486
	3 中学校費	392,158	17,227	409,385
12 予備費		74,410	△4,445	69,965
	1 予備費	74,410	△4,445	69,965
歳 出 合 計		73,711,196	678,953	74,390,149

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター施設棟運転維持管理事業	2,313,754

第3表 債務負擔行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
門真市庁舎備品等移送業務委託	令和5年度 令和6年度	千円	3,824
門真市自転車駐車場指定管理委託（5）	令和5年度 令和10年度		390,813
放置自転車等対策業務委託	令和5年度 令和10年度		172,384
門真市弁天池公園指定管理委託（4）	令和5年度 令和10年度		109,703
門真市営住宅指定管理委託（2次移管住宅分）	令和5年度 令和7年度		305,788
図書館指定管理委託（委託期間変更による追加分）	令和5年度 令和7年度		64,933
学校給食調理業務委託（29）	令和5年度 令和8年度		76,785

変 更

事 項	変 更 前		
	期 間	限 度	額
市税コンビニエンスストア収納代行事務委託（5）	令和5年度		千円
	（）		19,107
保育料コンビニエンスストア収納代行事務委託（5）	令和5年度		
	（）		96
	令和8年度		

変更後		
期間	限度額	
令和5年度		千円
\S	23,166	
令和8年度		
令和5年度		
\S	120	
令和8年度		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	20,055,366	294,425	20,349,791
15 府支出金	4,933,646	135,074	5,068,720
16 財産収入	2,533,608	18,992	2,552,600
18 繰入金	2,740,563	200,000	2,940,563
19 諸収入	666,280	30,462	696,742
歳 入 合 計	73,711,196	678,953	74,390,149

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	8,211,469	34,917	8,246,386
3 民生費	33,180,517	616,383	33,796,900
4 衛生費	7,351,339	2,987	7,354,326
7 土木費	11,316,396	7,808	11,324,204
9 教育費	6,319,562	21,303	6,340,865
12 予備費	74,410	△4,445	69,965
歳出合計	73,711,196	678,953	74,390,149

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	13,399,812	280,029	13,679,841
計	13,592,105	280,029	13,872,134

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	947,978	10,868	958,846
2 民生費国庫補助金	711,696	3,528	715,224
計	6,423,295	14,396	6,437,691

節		説明
区分	金額	
1 生活保護費等 負担金	千円 135,183	医療扶助費等負担金 千円
90 国民健康保険 事業費負担金	10,721	保険基盤安定負担金（保険者支援分）
97 障がい者自立 支援給付費等 負担金	134,125	障がい者自立支援給付費等負担金

1 社会保障・税 番号制度シス テム整備費補 助金	10,868	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
33 障害者総合支 援事業費補助 金	1,914	障がい者総合支援事業費補助金
61 児童虐待防止 対策等総合支 援事業費補助 金	1,614	地域障害児支援体制強化事業費補助金

14款 国庫支出金

15款 府支出金
1項 府負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費府負担金	千円 3,397,570	千円 120,561	千円 3,518,131
計	3,421,922	120,561	3,542,483

15款 府支出金
2項 府補助金

1 総務費府補助金	28,180	557	28,737
2 民生費府補助金	597,561	13,956	611,517
計	907,468	14,513	921,981

節		説明
区分	金額	
90 国民健康保険 事業費負担金	千円 53,499	保険基盤安定負担金（保険料軽減分） 千円 48,138 保険基盤安定負担金（保険者支援分） 5,361
91 障がい者自立 支援給付費等 負担金	67,062	障がい者自立支援給付費等負担金

7 地方分権移譲 事務交付金	557	旅券発給事務移譲交付金
13 ひとり親家庭 医療助成補助 金	5,103	ひとり親家庭医療助成補助金
14 乳幼児医療助 成補助金	7,889	乳幼児医療助成補助金
44 児童虐待防止 対策等総合支 援事業費補助 金	807	地域障害児支援体制強化事業費補助金
90 産休等代替職 員費補助金	157	産休等代替職員費補助金

15款 府支出金

1 6 款 財産収入
2 項 財産売払収入

目	補正前の額	補 正 額	計
6 出資金等清算収入	千円 0	千円 18,992	千円 18,992
計	2,481,667	18,992	2,500,659

1 8 款 繰入金
1 項 基金繰入金

8 財政調整基金繰入金	830,000	200,000	1,030,000
計	2,740,563	200,000	2,940,563

1 9 款 諸収入
4 項 雜入

2 雜入	641,366	30,462	671,828
計	642,095	30,462	672,557

節		説	明
区 分	金 額		
1 株式会社エフ エムもりぐち 出資金清算收 入	千円 18,992	株式会社エフエムもりぐち出資金清算收入	千円

1 財政調整基金 繰入金	200,000	財政調整基金繰入金

51 精算金	7,176	令和4年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金
95 収入印紙売り さばき収入	7,206	収入印紙売りさばき収入
99 雜入	16,080	四條畷市環境センター運転管理負担金精算金

16款 財産収入 18款 繰入金 19款 諸収入

3 歳 出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 4,553,712	千円 △2,150	千円 4,551,562	千円 157 府支出金 157	千円	千円	千円 △2,307
21 財政調整基金費	135,199	18,993	154,192				18,993
計	7,128,021	16,843	7,144,864	157	0	0	16,686

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	350,487	18,074	368,561	10,868 国庫支出金 10,868		7,206 諸収入 7,206	
-------------	---------	--------	---------	---------------------------	--	-----------------------	--

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	千円 6,299	○施策評価対象外事業 財政運営事務 負担金補助及び交付金 負担金 公共下水道事業会計負担金
19 負担金補助及び交付金	△8,449	△8,449 △8,449 △8,449 △8,449
25 積立金	18,993	○施策評価対象外事業 財政調整基金積立事業 積立金 財政調整基金（流動資産） 基金積立金

11 需用費	7,206	○施策評価対象外事業
13 委託料	10,868	住民基本台帳事務 委託料 各種業務委託料（費用） 住民基本台帳システム整備業務委託料 戸籍附票システム改修業務委託料
		10,868 10,868 10,868 9,240 1,628
		旅券発給事務 需用費
		7,206 7,206

2款 総務費

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	350,487	18,074	368,561	10,868	0	7,206	0

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	6,941,504	272,080	7,213,584	203,101 国庫支出金 136,039 府支出金 67,062			68,979
6 ひとり親家庭医療助成費	100,587	10,209	110,796	5,103 府支出金 5,103			5,106
計	12,223,094	282,289	12,505,383	208,204	0	0	74,085

3款 民生費

2項 児童福祉費

4 児童通園施設費	311,606	0	311,606	2,421 国庫支出金 1,614			△2,421
-----------	---------	---	---------	-------------------------	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	消耗品費 千円 7,206

13 委託料	3,828	○障がい児（者）等への支援 障がい者等支援給付事業 272,080
20 扶助費	268,252	委託料 3,828 各種業務委託料（費用） 3,828 障がい者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託料 3,828
		扶助費 268,252 障がい者等支援給付費（介護給付・訓練等給付） 268,252
12 役務費	441	○子育て世帯への支援 ひとり親家庭医療助成事業 10,209
20 扶助費	9,768	役務費 441 手数料 441 扶助費 9,768 ひとり親家庭医療公費負担 9,768

--	--	--

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円 府支出金 807	千円	千円	千円
5 こども医療助成費	381,014	62,106	443,120	7,889 府支出金 7,889			54,217
計	8,489,965	62,106	8,552,071	10,310	0	0	51,796

3款 民生費

3項 生活保護費

2 扶助費	9,963,772	172,593	10,136,365	129,444 国庫支出金 129,444			43,149
3 中国残留邦人等支援給付費	24,182	7,652	31,834	5,739 国庫支出金 5,739			1,913
計	10,805,175	180,245	10,985,420	135,183	0	0	45,062

3款 民生費

4項 国民健康保険費

1 国民健康保険費	1,662,283	91,743	1,754,026	64,220			27,523
-----------	-----------	--------	-----------	--------	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
12 役務費	1,219	○子育て世帯への支援 こども医療助成事業
20 扶助費	60,887	役務費 手数料 扶助費 こども医療公費負担

20 扶助費	172,593	○施策評価対象外事業 生活保護給付事業 扶助費 生活保護法の規定による扶助費
20 扶助費	7,652	○施策評価対象外事業 中国残留邦人等支援給付事業 扶助費 法の規定による支援給付費

28 繰出金	91,743	○施策評価対象外事業 国民健康保険事業特別会計繰出金事務
		91,743

3款 民生費

3款 民生費

4項 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円 国庫支出金 10,721 府支出金 53,499	千円	千円	千円
計	1,662,283	91,743	1,754,026	64,220	0	0	27,523

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	535,814	171	535,985				171
2 予防費	720,661	2,816	723,477				2,816
計	1,553,864	2,987	1,556,851	0	0	0	2,987

7款 土木費

3項 河川費

1 河川総務費	260,640	840	261,480				840
---------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		繰出金 91,743
		他会計への繰出金 91,743
		保険基盤安定分（保険料軽減分） 64,185
		保険基盤安定分（保険者支援分） 21,442
		職員給与費等分 6,116

23 償還金利子及び割引料	171	○母子保健の充実
		妊娠・出産包括支援事業 171
		償還金利子及び割引料 171
		過年度過誤納還付 171
		令和4年度母子保健衛生費国庫補助金返還金 171
23 償還金利子及び割引料	2,816	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策
		予防接種事業 2,816
		償還金利子及び割引料 2,816
		過年度過誤納還付 2,816
		令和4年度感染症予防事業費等補助金返還金 2,816

11 需用費	840	○下水道施設の基盤強化
		調節池維持管理事業 840
		需用費 840
		光熱水費 840

3款 民生費 4款 衛生費 7款 土木費

7款 土木費

3項 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 260,640	千円 840	千円 261,480	千円 0	千円 0	千円 0	千円 840

7款 土木費

5項 住宅費

1 住宅管理費	3,288,770	6,968	3,295,738				6,968
計	3,890,998	6,968	3,897,966	0	0	0	6,968

9款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	818,410	4,076	822,486				4,076
計	818,410	4,076	822,486	0	0	0	4,076

9款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	328,765	17,227	345,992				17,227
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

22 補償補填及び 賠償金	6,968	○快適な住まい環境の充実 市営住宅維持管理事業 補償補填及び賠償金 補償補填及び賠償金（移転費用） 移転補償費	6,968 6,968 6,968 6,968

11 需用費	4,076	○学校施設と教育環境の充実 学校施設營繕事業 需用費 修繕料 施設等修繕料	4,076 4,076 4,076 4,076

11 需用費	17,227	○学校施設と教育環境の充実 学校施設營繕事業 需用費 修繕料 施設等修繕料	5,410 5,410 5,410 5,410

7款 土木費 9款 教育費

9款 教育費

3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	392,158	17,227	409,385	0	0	0	17,227

12款 予備費

1項 予備費

1 予備費	74,410	△4,445	69,965				△4,445
計	74,410	△4,445	69,965	0	0	0	△4,445

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
	○施策評価対象外事業	
	学校予算配当事業	11,817
	需用費	11,817
	光熱水費	11,817

9款 教育費 12款 予備費

繰 越 明 許 費 説 明 書

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	節	金額	繰り越るべき理由
2 塵芥処理費		千円 2,313,754	事業完了に日数を要するため
	15 工事請負費	2,313,754	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市税コンビニエンスストア収納代行事務委託(5)	千円 23,166	千円 -	千円 -	令和5年度 ↓ 令和8年度	千円 23,166	千円 -	千円 -	千円 23,166
保育料コンビニエンスストア収納代行事務委託(5)	120	-	-	令和5年度 ↓ 令和8年度	120	-	-	120
門真市庁舎備品等移送業務委託	3,824	-	-	令和5年度 ↓ 令和6年度	3,824	-	-	3,824
門真市自転車駐車場指定管理委託(5)	390,813	-	-	令和5年度 ↓ 令和10年度	390,813	-	-	390,813
放置自転車等対策業務委託	172,384	-	-	令和5年度 ↓ 令和10年度	172,384	-	-	172,384
門真市弁天池公園指定管理委託(4)	109,703	-	-	令和5年度 ↓ 令和10年度	109,703	-	-	109,703
門真市営住宅指定管理委託(2次移管住宅分)	305,788	-	-	令和5年度 ↓ 令和7年度	305,788	-	-	305,788
図書館指定管理委託(委託期間変更による追加分)	64,933	-	-	令和5年度 ↓ 令和7年度	64,933	-	-	64,933
学校給食調理業務委託(29)	76,785	-	-	令和5年度 ↓ 令和8年度	76,785	-	-	76,785

議案第82号

令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,116千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,301,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 峰入峰出予算補正
峰 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険料		2,801,072	△85,627	2,715,445
1 一般会計繰入金		2,801,072	△85,627	2,715,445
6 繰入金		1,662,283	91,743	1,754,026
1 一般会計繰入金		1,662,283	91,743	1,754,026
峰 入 合 計		15,295,425	6,116	15,301,541

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		345,043	6,116	351,159
	1 総務管理費	344,808	6,116	350,924
3 国民健康保険事業費納付金		4,176,076	0	4,176,076
	1 医療給付費分	2,988,666	0	2,988,666
	2 後期高齢者支援金等分	835,641	0	835,641
	3 介護納付金分	351,769	0	351,769
歳 出 合 計		15,295,425	6,116	15,301,541

第2表 債務負担行為補正
変更

事項	変更前額		
	期間	限度	額
保険料コンビニエンスストア収納代行事務委託（5）	令和5年度		千円
	（）		14,184
	令和8年度		

期 間	更 限 度	後 額
令和 5 年度		千円
\S		19,134
令和 8 年度		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	2,801,072	△85,627	2,715,445
6 繰入金	1,662,283	91,743	1,754,026
歳 入 合 計	15,295,425	6,116	15,301,541

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費	345,043	6,116	351,159
3 国民健康保険事業費納付金	4,176,076	0	4,176,076
歳出合計	15,295,425	6,116	15,301,541

2 歳 入

1 款 国民健康保険料

1 項 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	千円 2, 798, 568	千円 △85, 627	千円 2, 712, 941
計	2, 801, 072	△85, 627	2, 715, 445

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1, 662, 283	91, 743	1, 754, 026
計	1, 662, 283	91, 743	1, 754, 026

節		説	明
区分	金額		
1 医療給付費分 現年度分	千円 △59,510	現年度分	千円
3 介護納付金分 現年度分	△7,364	現年度分	
5 後期高齢者支 援金分現年度 分	△18,753	現年度分	

1 保険基盤安定 繰入金（保険 料軽減分）	64,185	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）
2 保険基盤安定 繰入金（保険 者支援分）	21,442	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）
3 職員給与費等 繰入金	6,116	職員給与費等繰入金

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 341,401	千円 6,116	千円 347,517	千円	千円	千円 6,116	千円
						繰入金 6,116	
計	344,808	6,116	350,924	0	0	6,116	0

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	2,987,321	0	2,987,321			△20 国民健康保険料 △59,510 繰入金 59,490	20
計	2,988,666	0	2,988,666	0	0	△20	20

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	835,415	0	835,415			△44 国民健康保険料 △18,753 繰入金 18,709	44
計	835,641	0	835,641	0	0	△44	44

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 6,116	○施策評価対象外事業 健康保険賦課事業 委託料 各種業務委託料（費用） 電算システム改修業務委託料
		千円 6,116 6,116 6,116 6,116

国民健康保険事業特別会計

3款 国民健康保険事業費納付金

3項 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 介護納付金 分	千円 351,769	千円 0	千円 351,769	千円	千円	千円 64 国民健康保 険料 △7,364 繰入金 7,428	千円 △64
計	351,769	0	351,769	0	0	64	△64

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

国民健康保険事業特別会計

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源
						国 府 支 出 金	地 方 債	
保険料コンビニエンスストア収納代行事務委託 (5)	千円 19,134	千円 -	千円 -	令和5年度 ↓ 令和8年度	千円 19,134	千円 -	千円 -	千円 19,134

議案第83号

令和5年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度門真市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 債務負担行為補正
変更

事項	変更前額		
	期間	限度	額
保険料コンビニエンスストア収納代行事務委託（5）	令和5年度		千円
	（）		2,898
	令和8年度		

期 間	更 限 度	後 額
令和 5 年度		千円
↓		4,395
令和 8 年度		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源
						国 府 支 出 金	地 方 債	
保険料コンビニエンスストア収納代行事務委託 (5)	千円 4,395	千円 -	千円 -	令和5年度 ↓ 令和8年度	千円 4,395	千円 -	千円 -	千円 4,395

議案第84号

令和5年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 債務負担行為補正
変更

事項	変更前額		
	期間	限度	額
保険料コンビニエンスストア収納代行事務委託	令和5年度		千円
	△		4,023
	令和8年度		

期 間	更 限 度	後 額
令和 5 年度		千円
↓		5,412
令和 8 年度		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源
						国 府 支 出 金	地 方 債	
保険料コンビニエンスストア収納代行事務委託	千円 5,412	-	-	千円 令和5年度 令和8年度	千円 5,412	千円 -	千円 -	千円 5,412

議案第85号

令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和5年度門真市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和5年度門真市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	4,414,470千円	△8,878千円	4,405,592千円
第1項 営業収益	3,532,315千円	△8,449千円	3,523,866千円
第2項 営業外収益	882,131千円	△429千円	881,702千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	3,915,318千円	△12,499千円	3,902,819千円
第1項 営業費用	3,434,111千円	△12,499千円	3,421,612千円

(資本的収入の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,007,610千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,997千円、当年度分損益勘定留保資金1,365,444千円、繰越利益剰余金処分額167,131千円及び当年度利益剰余金処分額379,038千円」を「不足する額1,996,510千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,926千円、過年度分損益勘定留保資金26,403千円、当年度分損益勘定留保資金1,353,374千円、繰越利益剰余金処分額161,261千円及び当年度利益剰余金処分額359,546千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,928,414千円	11,100千円	2,939,514千円
第1項 企業債	2,678,100千円	11,100千円	2,689,200千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条の表中

「

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
資本費平準化	千円 874,300	証書借入 又は 証券発行	% 8.0 以内	政 府 地方公共団 体金融機構 大阪府 銀 行 その他の	40年以内(うち据置5年 以内)半年賦元利均等又は 元金均等償還。 なお、財政状況等により 必要に応じて繰上償還又 は低利債に借り換えるこ とができる。
計	2,678,100				

」

を

「

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
資本費平準化	千円 885,400	補正前と 同じ	補正 前と 同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
計	2,689,200				

」

に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第10条中「1,775,855千円」を「1,767,406千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第6条 予算第11条本文中繰越利益剰余金「167,131千円」を「161,261千円」に、当年度利益剰余金「379,038千円」を「359,546千円」に改め、第1号を次のように改める。

(1) 減債積立金 520,807千円

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和5年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
1. 下水道事業収益			4,414,470	△ 8,878	4,405,592	
	1. 営業収益		3,532,315	△ 8,449	3,523,866	
		2. 他会計繰入金	1,613,259	△ 8,449	1,604,810	
	2. 営業外収益		882,131	△ 429	881,702	
		3. 長期前受金戻入	702,392	△ 429	701,963	

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
1. 下水道事業費用			3,915,318	△ 12,499	3,902,819	
	1. 営業費用		3,434,111	△ 12,499	3,421,612	
		5. 減価償却費	2,042,836	△ 12,499	2,030,337	

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
1. 資本的収入			2,928,414	11,100	2,939,514	
	1. 企業債		2,678,100	11,100	2,689,200	
		1. 建設改良企業債	2,678,100	11,100	2,689,200	

令和5年度門真市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	406,626
減価償却費	2,030,337
固定資産除却費	25,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	8,546
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	2,792
貸倒引当金の増減額(△は減少)	326
長期前受金戻入額	△ 701,963
受取利息及び受取利息配当金	△ 1
支払利息	459,811
未収金の増減額(△は増加)	124,061
未払金の増減額(△は減少)	△ 182
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 1
預り金の増減額(△は減少)	1,065
小計	2,356,417
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 459,811
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,896,607

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,738,445
無形固定資産の取得による支出	△ 445,196
国庫補助金による収入	225,738
受益者負担金等による収入	11,314
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,946,589

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入金による収入	7,900,000
一時借入金の返済による支出	△ 8,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,652,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,807,714
財務活動によるキャッシュ・フロー	545,086

資金増加額(又は減少額)	495,104
資金期首残高	122,514
資金期末残高	617,618

令和4年度門真市公共下水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1. 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	1,647,690		
(2) 他 会 計 繼 入 金	1,541,211		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>8,689</u>	3,197,590	
2. 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	53,986		
(2) 普 及 指 導 費	26,494		
(3) 業 務 費	89,764		
(4) 総 係 費	69,152		
(5) 減 償 却 費	2,010,766		
(6) 資 産 減 耗 費	12,374		
(7) 流域下水道維持管理負担金	<u>838,193</u>	<u>3,100,729</u>	
営 業 利 益			96,861
3. 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	2		
(2) 補 助 金	166,271		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	696,848		
(4) 引 当 金 戻 入 益	429		
(5) 雜 収 益	<u>18,019</u>	881,569	
4. 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 費	486,952		
(2) 雜 支 出	<u>30,714</u>	<u>517,666</u>	<u>363,903</u>
經 常 利 益			460,764
5. 特 別 利 益			
(1) そ の 他 特 別 利 益		25,927	
6. 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損		0	25,927
当 年 度 純 利 益			486,691
前 年 度 繼 越 利 益 剰 余 金			195,184
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 變 動 額			<u>351,712</u>
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金			<u>1,033,587</u>

令和4年度門真市公共下水道事業貸借対照表
(令和5年3月31日)

資産の部		千円	千円	千円
1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		12,239		
ロ 構 築 物	99,276,475			
構築物減価償却累計額	<u>△41,851,876</u>	57,424,599		
ハ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,656			
工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△1,176</u>	480		
ニ そ の 他 有 形 固 定 資 産	68,861			
その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△65,418</u>	3,443		
ホ 建 設 仮 勘 定	<u>276,556</u>			
有形固定資産合計		57,717,317		
(2) 無形固定資産				
イ 施 設 利 用 権	7,487,336			
無形固定資産合計		<u>7,487,336</u>		
固 定 資 產 合 計			65,204,653	
2. 流動資産				
(1) 現金預金		122,514		
(2) 未収金				
イ 営 業 未 収 金	408,028			
貸 倒 引 当 金	<u>△7,736</u>	400,292		
ロ 営 業 外 未 収 金		37,614		
ハ 未 収 特 別 利 益		28,519		
ニ そ の 他 未 収 金	<u>8,929</u>			
未 収 金 合 計		475,354		
(3) 貯蔵品		1,207		
(4) 前払金		<u>178,227</u>		
流動資産合計		777,302		
資産合計		<u>65,981,955</u>		

負 債 の 部

	千円	千円	千円
3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ建設改良企業債	35,937,993		
(2) 引 当 金			
イ退職給付引当金	<u>39,187</u>		
固定負債合計		35,977,180	
4. 流 動 負 債			
(1) 一 時 借 入 金	300,000		
(2) 企 業 債			
イ建設改良企業債	2,935,013		
(3) 未 払 金			
イ営業未払金	132,281		
ロ営業外未払金	172		
ハその他の未払金	<u>314,645</u>		
未 払 金 合 計		447,098	
(4) 引 当 金			
イ賞与引当金	10,991		
ロ法定福利費引当金	<u>2,179</u>		
引 当 金 合 計		13,170	
(5) 預 り 金			
イ預り保証金	101		
ロ預り金	<u>782</u>		
預り金合計		<u>883</u>	
流 動 負 債 合 計			3,696,164
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ国庫補助金	23,729,532		
国庫補助金収益化累計額	<u>△9,909,851</u>	13,819,681	
ロ府補助金	931,786		
府補助金収益化累計額	<u>△706,825</u>	224,961	
ハ他会計負担金	10,631,349		
他会計負担金収益化累計額	<u>△5,560,911</u>	5,070,438	
ニ受益者負担金	2,402,135		
受益者負担金収益化累計額	<u>△1,054,364</u>	1,347,771	
モ受贈財産評価額	1,272,135		
受贈財産評価額収益化累計額	<u>△281,597</u>	<u>990,538</u>	
長 期 前 受 金 合 計			<u>21,453,389</u>
負 債 合 計			<u>61,126,733</u>
資 本 の 部			
6. 資 本 金			
(1) 資 本 金			3,809,396
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金	12,239		
(2) 利 益 剰 余 金			
イ当年度未処分利益剰余金	<u>486,691</u>		
ロ繰越利益剰余金	<u>195,184</u>		
ハその他未処分利益剰余金変動額	<u>351,712</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,033,587</u>	
剩 余 金 合 計			<u>1,045,826</u>
資 本 合 計			<u>4,855,222</u>
負 債 資 本 合 計			<u>65,981,955</u>

令和5年度門真市公共下水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1. 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	1,736,547		
(2) 他 会 計 繼 入 金	1,604,810		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>8,850</u>	3,350,207	
2. 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	80,252		
(2) 普 及 指 導 費	28,413		
(3) 業 務 費	97,332		
(4) 総 係 費	76,979		
(5) 減 價 償 却 費	2,030,337		
(6) 資 産 減 耗 費	25,332		
(7) 流域下水道維持管理負担金	<u>977,147</u>	<u>3,315,792</u>	
営 業 利 益			34,415
3. 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1		
(2) 補 助 金	162,596		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	701,963		
(4) 雜 収 益	<u>17,111</u>	881,671	
4. 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 費	459,811		
(2) 雜 支 出	<u>49,671</u>	<u>509,482</u>	<u>372,189</u>
經 常 利 益			406,604
5. 特 別 利 益			
(1) そ の 他 特 別 利 益	<u>22</u>	22	
6. 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>22</u>
当 年 度 純 利 益			406,626
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			520,614
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 變 動 額			<u>161,261</u>
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金			1,088,501

令和5年度門真市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

	資産の部	千円	千円	千円	千円
1. 固定資産					
(1) 有形固定資産					
イ 土 地	12,239				
ロ 構 築 物	101,819,454				
構築物減価償却累計額	<u>△43,603,427</u>		58,216,027		
ハ 工 具、器 具 及 び 備 品	12,949				
工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△1,351</u>		11,598		
ニ そ の 他 有 形 固 定 資 産	68,861				
その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△65,418</u>		<u>3,443</u>		
有形固定資産合計			58,243,307		
(2) 無形固定資産					
イ 施設利用権	<u>7,679,931</u>				
無形固定資産合計			<u>7,679,931</u>		
固定資産合計					65,923,238
2. 流動資産					
(1) 現金預金			617,618		
(2) 未収金					
イ 営業未収金	283,726				
貸倒引当金	<u>△8,062</u>		275,664		
ロ 営業外未収金			46,784		
ハ そ の 他 未 収 金		<u>30,419</u>			
未収金合計			352,867		
(3) 貯蔵品			1,208		
(4) 前払金			<u>178,227</u>		
流動資産合計			1,149,920		
資産合計			<u>67,073,158</u>		

	負 債 の 部	千円	千円	千円
3. 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ建設改良企業債	37,084,075			
(2) 引 当 金				
イ退職給付引当金	<u>47,733</u>			
固定負債合計		37,131,808		
4. 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ建設改良企業債	2,634,017			
(2) 未 払 金				
イ営業未払金	128,521			
ロ営業外未払金	3,750			
ハその他の未払金	<u>904,926</u>			
未 払 金 合 計		1,037,197		
(3) 引 当 金				
イ賞与引当金	13,325			
ロ法定福利費引当金	<u>2,637</u>			
引 当 金 合 計		15,962		
(4) 預 り 金				
イ預り保証金	218			
ロ預り金	<u>1,730</u>			
預 り 金 合 計		<u>1,948</u>		
流 動 負 債 合 計			3,689,124	
5. 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金				
イ国庫補助金	1,272,117			
国庫補助金収益化累計額	<u>△304,550</u>		967,567	
ロ府補助金	2,411,984			
府補助金収益化累計額	<u>△1,096,581</u>		1,315,403	
ハ他会計負担金	23,951,388			
他会計負担金収益化累計額	<u>△10,331,736</u>		13,619,652	
ニ受益者負担金	931,215			
受益者負担金収益化累計額	<u>△722,629</u>		208,586	
ホ受贈財産評価額	10,623,617			
受贈財産評価額収益化累計額	<u>△5,744,447</u>		<u>4,879,170</u>	
長 期 前 受 金 合 計			<u>20,990,378</u>	
負 債 合 計				<u>61,811,310</u>
	資 本 の 部			
6. 資 本 金				
(1) 資 本 金			4,161,108	
7. 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金			12,239	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ当年度未処分利益剰余金	<u>1,088,501</u>			
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,088,501</u>		
剩 余 金 合 計			<u>1,100,740</u>	
資 本 合 計				<u>5,261,848</u>
負 債 資 本 合 計				<u>67,073,158</u>

令和5年度門真市公共下水道事業会計予算 注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数
構築物 50年
工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数
流域下水道施設利用権 50年
ソフトウェア 5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額371,606千円のうち、一般会計及び水道事業会計が負担すると見込まれる金額の合計323,648千円を除き、公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額47,958千円を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ

り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、28,247,518千円である。

2 その他未処分利益剰余金変動額について

その他未処分利益剰余金変動額520,614千円は、令和4年度における資本的収入が資本的支出に対し不足する額に補てんするため減債積立金を取崩したものである。

III リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 2,996千円

1年超 6,383千円

計 9,379千円

IV その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和5年度において、退職給付引当金の取崩しは予定していない。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として39,874千円を支給するため、賞与引当金から13,140千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として7,795千円を支給するため、法定福利費引当金から2,599千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和5年度において、下水道使用料及び受益者負担金を不納欠損するため、貸倒引当金992千円を取り崩す予定としている。

令和5年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
附属書類

企業債の概況

摘要 科目	前々年 度末 現 在 高	前年度末現在高 見 込 額	当該年度中増減見込			当該年度末 現在高見込額 千円
			当該年度中起債 見 込 額	当該年度中元金 償 還 見 込 額	千円	
企業債	千円 39,487,213	千円 38,873,006	千円 3,652,800	千円 2,807,714	千円	千円 39,718,092

収益の収入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 下水道事業 収 益			千円 4,414,470	千円 △ 8,878	千円 4,405,592
	1. 営業収益		3,532,315	△ 8,449	3,523,866
		1. 他会計繰入金	1,613,259	△ 8,449	1,604,810
	2. 営業外収益		882,131	△ 429	881,702
		3. 長期前受金戻 入	702,392	△ 429	701,963

(税込)

各 目 説 明		
節	金額	備 考
	千円	千円
1. 他会計負担金	△ 8,449	一般会計雨水処理負担金
1. 長期前受金戻入	△ 429	国庫補助金長期前受金戻入 △3,136 府補助金長期前受金戻入 △7 受益者負担金長期前受金戻入 △14 他会計負担金長期前受金戻入 △64 受贈財産評価額長期前受金戻入 2,792

収益の支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 下水道事業 費 用			千円 3,915,318	千円 3,337	千円 3,918,655
	1. 営業費用		3,434,111	△ 12,499	3,421,612
		5. 減価償却費	2,042,836	△ 12,499	2,030,337

(税込)

各 目 説 明		
節	金額	備 考
	千円	千円
1. 有形固定資産 減価償却費	△ 12,712	
2. 無形固定資産 減価償却費	213	

資本的収入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的収入			千円 2,928,414	千円 11,100	千円 2,939,514
	1. 企業債		2,678,100	11,100	2,689,200
		1. 建設改良企業 債	2,678,100	11,100	2,689,200

(税込)

各 目 説 明			
節	金額	備 考	
	千円		千円
1. 建設改良企業債	11,100	資本費平準化債	

議案第86号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 満 永 謙 一
みつ なが せい いち

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

人権擁護委員白土清治の任期が令和6年6月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

議案第87号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 寺 裏 和 正
てら うら かず まさ

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、本市農業委員会委員を任命するにつき、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1



職歴

1



1



1



1



1



1

